

サービスを利用する時に必要なもの

*利用には以下2つが必要

① 「通所サービス受給者証」

受給者証には、利用できるサービスの種類や量、利用者負担上限月額等が記載されています。申請は市社会福祉課でできます。

<申請に必要なもの>

印鑑 ・ 個人番号カード（又は個人番号通知カード及び本人確認書類）

② 「サービス利用計画」

何のためにサービスを利用するのか、その目標や計画が記載された計画です。この計画に基づいて、サービスを利用させていただきます。なお計画は基本的には相談支援専門員が作成します。

*相談支援専門員とは…お子さまや家族の意向を聞き取り、より自立した日常生活・社会生活を営むことができるように相談支援をする人です。サービス利用申請の時に専門員を選んでいただきます。

<福祉サービス（通所サービス）

利用の流れ>

① 市社会福祉課又は相談支援事業所へ相談。



② 市社会福祉課で通所サービスの申請及び計画相談支援事業所の申請。



③ 相談支援専門員がお子さまや家族と面談し、サービス利用計画を作成。



④ 相談支援専門員がサービス利用計画（案）を市社会福祉課に提出。



⑤ サービス利用計画（案）に基づき市が支給決定をし、受給者証をご家庭に送付。



⑥ ご自宅に届いた受給者証を相談支援専門員及びサービス利用事業所に提示し、サービスを利用。

あんしん

子育てガイド



丹波篠山市

気になることはありませんか？
こんな相談ができます

他にもこんなサービスが…

◎ケース 1



近所のお友達に比べて
言葉が出にくい。はっ
きり発音ができない。



ことばの教室（言語訓練）を受けて
みましょう。

<サービス種類>

- ① 児童発達支援事業（就学前）
- ② 放課後等ディサービス（就学後）

◎ケース 2



保育園に通っているが、
なかなか集団行動に馴染
めない。



支援者が保育園に訪問しま
す。集団生活での対応等につ
いて一緒に考えましょう。

<サービス種類>

- 保育所等訪問支援
（幼稚園・小学校等も含む）

<行動援護>

多動等により移動中に介護が必要
な時に、ヘルパーが同行して介助
をします。

<短期入所>

自宅で育児を行なう者の疾病その他
の理由により、一時的に夜間を含め
て食事・入浴等の介護を行います。

<サービス利用時の費用>

利用料の1割を負担していただきます。

月ごとの利用者負担は、世帯の所得に応じて上限額が決められています。

◎生活保護受給世帯	…	0円
◎市町村民税非課税世帯	…	0円
◎市町村民税課税世帯の人	…	4,600円（通所の方）
（所得割28万円未満）	…	9,300円（施設入所の方）
◎上記以外	…	37,200円

*上記以外に事業所での食事代や行事費等については、別途負担が必要です。

【お問い合わせ窓口】

丹波篠山市社会福祉課（第2庁舎1階）

住所：丹波篠山市北新町41

TEL：079-552-7102

FAX：079-554-2332

